

令和6年度第1回あわらし農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年4月26日（金）午後1時30分から2時11分まで

2. 開催場所 あわらし市役所 3階 全員協議会室

3. 出席委員（9人）

会長	12番	丸谷	浩二
委員	1番	川端	伸造
	3番	北田	和彦
	4番	糠山	秀雄
	7番	三上	将治
	8番	宮腰	茂雄
	9番	谷川	聡志
	10番	長谷川	太佑
	14番	朝倉	雪

4. 欠席委員（5人）

会長職務代理	2番	藤野	雄次
委員	5番	舘	邦夫
	6番	松井	成樹
	11番	林	恵子
	13番	北	廣見

5. 議事日程

第1	開会
第2	会長挨拶
第3	業務報告
第4	議事録署名人の指名
第5	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第3号 現況証明願について
	議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について
	報告第1号 田から畑への形質変更届について
	報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について
	報告第3号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について

第 6 その他

(1) 5月の農業委員会定例総会開催予定について

(2) その他

第 7 閉会

6. 事務局 局長 山本 紹央
同補佐 高嶋 良子
主査 松村 邦弘
主事 坪川 智美

7. 会議の概要

◇ 開会宣言

局 長： 皆様、お疲れさまでございます。定刻となりましたので、ただいまより令和6年度第1回目のあわら市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。

◇ 職員紹介

局 長： まず初めに、今年度人事異動によりまして、農業委員会事務局職員の異動がございましたのでご報告をさせていただきます。後藤が異動になりまして、後任に坪川が配属になりました。

主 事： 4月に農村整備グループから異動になりました後藤の後任の坪川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

局 長： それでは、定例総会の開催に当たりまして、丸谷会長からご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

◇ 会長挨拶

【会長 挨拶】

◇ 定足数の確認

事 務 局： それでは、本日の出席状況をご報告いたします。委員総数24名中、本日の出席委員は12名でございます。なお、2番藤野職務代理者、5番館委員、6番松井委員、13番北委員、11番長谷川委員、推進委員の澤田委員、浅井委員、中嶋委員、南坂委員、深川委員、堀川委員、八木委員から欠席の届出がございました。また、推進委員の山口委員からは遅刻の届出がございました。したがって、委員総数の過半数のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規

定によりまして、この会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

◇ 業務報告

事務局： 続きまして、日程第3「業務報告」を申し上げます。

【業務報告の朗読及び説明】

それでは、ここからの進行につきましては丸谷会長にお願いいたします。

◇ 議事録署名人の指名

議長： 本日もぎりぎりでございますけれども、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、日程第4「議事録署名人の指名」を行います。本日の議事録署名人は、4番糠山委員、7番三上委員の両名にお願いいたします。

◇ 議 事

議長： 日程第5、議事に入ります。

◇ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長： 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局： 私のほうから、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。それでは、2ページにお進みください。

今回、3件の申請がございました。

1番につきましては、申請人は北潟にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請農地は北潟地係の畑7,011㎡の1筆で地上権の設定でございます。営農型太陽光発電設備を6年前に設置し、今回更新のため再度の設定を行うものでございます。詳細につきましては、5条案件にて再度説明させていただきます。3ページの調書ですが、地上権の設定については農地法第3条第2項のただし書の規定により、許可要件を満たす必要がないため斜線を引いております。

2番につきましては、譲渡人は上野にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。譲受人は上野にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。〇〇〇〇さんの耕作面積は畑3,080㎡でございまして、耕作人数は3名、申請農地は前谷地係の畑1,586㎡、前谷地係の畑2,132㎡でございます。売買による所有権の移転でございまして、4ページの調書にもありますとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われま。

3番につきましては、譲渡人は二面にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。譲

受人は河間の〇〇〇〇でございます。〇〇〇〇の耕作面積は田57万4,283㎡でございます。耕作人員は12名、申請農地は河間地係の田3,292㎡、河間地係の田3,000㎡、河間地係の田4,000㎡でございます。売買による所有権の移転でございます。5ページの調書にもありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われます。

以上で説明を終わります。

議長： 次に、地区担当委員の説明を求めます。まず、番号1番につきましては、再設定ですので説明はありません。続いて、番号2番について、3番北田委員、お願いいたします。

3番： この案件については、事務局の説明どおり、特に問題ないと判断いたします。
以上。

議長： ありがとうございます。
続いて、番号3番について、7番三上委員、お願いいたします。

7番： 相続する〇〇〇〇さんは、当地区に住んでないため、売買したいということで、〇〇〇〇が買取りました。
以上です。

議長： ありがとうございます。それでは、これらの案件につきまして、ご質問はありませんか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

質問がないようですので、採決に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、許可相当と認めます。

◇ 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長： 続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局： それでは、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、ご説明させていただきます。6ページをお開きください。

今回、案件としては3件の申請がございました。

番号1番につきましては、3年前に許可を受けた土地の更新申請となります。貸付人は北潟にお住まいの〇〇〇〇さん、借受人は〇〇〇〇でございます。申請の土地につきましては北潟地係の1筆で、登記地目は田、面積は7,011㎡のうち22.43㎡の転用でございます。申請地の位置図、付近図は7ページとなります。用途につきましては営農型太陽光発電設備でございます。事由につきましては、借受人は発電事業を営む法人であり、申請地の上部に太陽光発電設備を設置したいとのことでございます。設備の図面につきましては、8ページから12ページをご覧ください。権利の種類は使用貸借権の設定で、こちらの農地区分につきましては農振農用地でございます。農振農用地につきましては原則転用ができないとなっておりますが、一時転用ということで例外的に転用が可能と判断されるものでございます。14ページから17ページは、下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込書です。営農者は〇〇〇〇です。営農型発電設備の下部の農地面積は7,011㎡となっており、ソバの反収見込みは39kg、北潟地区の平均的な反収は48kg、反収の増減見込みは81%となっております。また、今後10年間はソバを作付し続ける予定となっております。令和4年までは地権者の〇〇〇〇さんが水稻を作付しており、令和5年度からは〇〇〇〇がソバを作付しています。これまでの収量は19ページのとおりになっておりまして、毎年営農型太陽光発電を設置する基準となっている地域反収の80%以上を達成し続けています。

続きまして、番号2番につきましては、譲渡人は市姫四丁目にお住まいの〇〇〇〇さん、譲受人は大溝一丁目の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんでございます。申請の土地につきましては大溝一丁目地係の2筆で、登記地目は田と畑、面積は合計236㎡でございます。申請地の位置図、付近図は21ページとなります。用途につきましては、個人用住宅でございます。事由につきましては、申請人は所有権を移転し申請地に個人用住宅を整備したいとのことでございます。施設の計画図につきましては、22ページ、23ページをご覧ください。権利の種類につきましては、所有権の移転で、こちらの農地区分につきましては、都市計画法上の用途区域内の農地ということで第3種農地でございます。第3種農地につきましては、原則転用が可能となっております。

続きまして、番号3番につきましては、譲渡人は市姫二丁目にお住まいの〇〇〇〇さん、譲受人は福井市中野1丁目にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請の土地につきましては、市姫四丁目地係、登記地目は田、面積は321㎡でございます。申請地の位置図、付近図は24ページとなります。用途につきましては、宅地造成でございます。事由につきましては、譲受人は不動産業を営んでおり申請地に1区画分の宅地を造成したいとのことでございます。施設の計画図につきましては、25ページをご覧ください。権利の種類につきましては、所有権の移転で、こちらの農地区分につきましては、都市計画法上の用途区域内の農地ということで第3種農地で

ございます。第3種農地につきましては、原則転用が可能となっております。

以上で説明を終わります。

議長： それでは、地区担当委員の説明ですが、番号1番から3番につきましては、いずれも地区担当委員は本日欠席のため、先ほどの事務局の説明に代えさせていただきます。

次に、本件につきまして、本日現地調査を行っておりますので、調査委員を代表して、14番朝倉委員に調査結果の報告をお願いいたします。

14番： 午前中、北田委員と事務局1名とで、現地調査に行ってきました。事務局の説明どおりで問題ないと思います。

議長： ありがとうございます。

それでは、この案件につきまして、ご質問はありませんか。

4番： ちょっと参考に聞きたいんですけども、太陽光の1番のほうですけども、ソバを耕作されるという、太陽光の下に、これって、空き地のほうでソバを植えられるということやね、太陽光の下で。

事務局： 9ページに太陽光発電設備の横から見た図面があるんですけども、今回その転用する面積というのが、この支柱部分の面積になります。ソバを作付してるのは、この支柱部分を避けた部分が全て作付。農振農用地と第1種農地については原則太陽光発電設備を設置することができなくて、ただ例外的にこの下で作物を作付することで、営農型太陽光発電というもので許可することができるとなってます。

議長： ほかに、ご質問ありませんか。

8番： すいません。これ、太陽光の会社ですね。もし何かあって潰れたときに、この補償とかそんなどうなるんですかね。こんなふうに何か補償というのはあるんですか、ほかに迷惑かからんように。そういうとこ関係なしにちょっと気になったのは、何か銅線を盗まれたとかって、会社が危ないとか何とかって、よう聞きますね。銅線を盗んで機能停止になった太陽光の施設とか何とかあるんですけども、そんな補償とか何とか、そういう話というのは、ここらで管理するか何かというのはあるんですかね。

事務局： 国のガイドラインで、もし経営が危なくなってきたりとか太陽光発電維持できな

くなってきたってなったら、もう、すぐ撤去するようにというふうになっておりまして、転用の今回この申請出すときにも、その撤去するだけの見積書を出してもらって、それとその撤去する費用を用意できるかどうかという資金計画書を出してもらってます。もし太陽光発電やっていけなくなったってなった場合には、すぐ撤去できるように指導することにはなります。

議 長： 今回は3年やね、これね。3年間やね、更新を。

事 務 局： 前回3年間だったんですけれども、今回耕作者が〇〇〇〇で認定農業者となりますので、10年間。

議 長： 10年間。

事 務 局： はい。一時転用できることになります。

議 長： 農業者が、認定農業者やと10年なるという。

事 務 局： はい。

議 長： そういうあれがあるんか。

事 務 局： 国のガイドラインで、認定農業者、地域の担い手だったり、あと太陽光発電設備設置したのが荒廃農地だったり、そういった条件があれば10年間一時転用することができます。

議 長： あと報告は毎年上がるわけやね、いろんな。

事 務 局： そうですね。農業委員会のほうに、毎年、実績報告書を出してもらうことにはなります。

議 長： そっか。一応そんなん10年もあるんかな。
はい。分かりました。

議 長： ほかに、ご質問ありませんか。

(質問、意見なし)

ないようですので、採決に入ります。議案第2号「農地法第5条の規定による許

可申請について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、県に進達するものといたします。

◇ 議案第3号 現況証明願について

議長： 次に、議案第3号「現況証明願について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： それでは、議案第3号「現況証明願について」、ご説明させていただきます。27ページをご覧ください。

今回、案件としては2件の申請がございました。

番号1番につきましては、申請人は沢にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請の土地につきましては沢地係の2筆で、面積は13㎡と0.31㎡で、登記地目は畑、現況は非農地でございます。申請地の位置図、付近図は28ページになります。ご確認ください。事由につきましては、1筆は昭和50年頃まで畑として利用されていましたが、それ以降山林原野化し現在に至っております。もう1筆は、平成20年頃に農地転用を行い許可が出ていますが、地目変更登記を行っていませんでした。現在は駐車場として利用されているため、今回現況証明を行い地目変更したいとのことです。

続きまして、番号2番につきましては、申請人は東京都世田谷区にお住まいの〇〇〇さんでございます。申請の土地につきましては北野地係で、面積は106㎡、登記地目は畑、現況は非農地でございます。申請地の位置図付近図は29ページになります。事由につきましては、申請地は昭和46年頃まで畑として利用されていましたが、同年に自宅の増築を行い、以後宅地として利用され現在に至っているとのことで、今回地目変更したいとのことでございます。

以上で説明を終わります。

議長： それでは、地区担当委員の説明に移ります。番号1番につきまして、4番糠山委員、お願いいたします。

4番： 今、事務局から説明がありましたとおり、別に問題はないと思います。以上です。

議長： ありがとうございます。

次に、番号2番につきまして、3番北田委員、お願いいたします。

3 番： この物件も、事務局の説明通り、特に問題ないと判断いたします。
以上。

議 長： ありがとうございます。

次に、本件につきましても、本日現地調査を行っておりますので、調査委員を代表して、14番朝倉委員に調査結果の報告をお願いいたします。

14 番： 1 番も 2 番も、事務局の説明のとおりでした。問題ないと思います。

議 長： ありがとうございます。それでは、本案件につきまして、ご質問はありませんか。
よろしいですか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、採決に入ります。議案第 3 号「現況証明願について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、承認することといたします。

◇ 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について

議 長： 次に、議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局： では、議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について」を、ご説明いたします。

30ページをお開きください。農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、あわら市から別添のとおり農用地利用集積計画が提出されたので、その決定を求めます。公告予定日につきましては、令和 6 年 4 月 30 日火曜日でございます。借手は 3 人、貸手は 5 人でございます。利用権設定面積は、賃貸借が 14 筆、4 万 2,324㎡、うち再設定が 8 筆、1 万 9,221㎡でございます。期間別内訳は、5 年の田が 2 筆、8,270㎡、畑が 1 筆、3,613㎡、10 年の田が 11 筆、3 万 441㎡でございます。

31ページにお進みください。集落別内訳につきましては、下番の田が 11 筆、北潟の田が 2 筆、赤尾の畑が 1 筆でございます。利用権移転、所有権移転につきましてはございませんでした。

32ページにお進みください。集積計画の決定についてでございます。

1 番につきましては、借受人は〇〇〇〇でございます。赤尾の畑 1 筆でございます。利用目的は果樹で賃借権の設定、10 a 当たり賃借料は 8,000 円でございます。期

間につきましては令和6年5月1日から令和11年4月30日まででございます。再設定でございます。

2番につきましては、借受人は下番にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。下番の田4筆でございます。利用目的は、水稻で賃借権の設定、10アール当たりの賃借料は1万4,525円でございます。期間につきましては、令和6年5月1日から令和16年4月30日まででございます。新規設定でございます。

3番から5番につきましては、借受人は下番にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。下番の田7筆でございます。利用目的は、水稻で賃借権の設定、10アール当たり賃借料は1万4,525円または1万円でございます。期間につきましては、令和6年5月1日から令和16年4月30日まででございます。再設定でございます。

6番につきましては、借受人は春宮二丁目にお住いの〇〇〇〇さんでございます。北潟の田2筆でございます。利用目的は野菜で、賃借権の設定でございます。期間につきましては、令和6年5月1日から令和11年4月30日まででございます。新規設定でございます。

これら全ての農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法に規定された要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議 長： 本案につきまして、ご質問はありませんか。

14 番： すいません。6番の、田んぼで野菜って書いてあるんですけど、何の野菜を。

事務局： ネギを作る予定と聞いております。

議 長： ほかにご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

よろしいですか。

ないようですので、採決に入ります。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、決定することといたします。

◇ 報告第1号 田から畑への形質変更届について

議 長： 次に、報告第1号「田から畑への形質変更届の報告について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局： それでは、報告第1号「田から畑への形質変更届の報告について」 ご説明させていただきます。

34ページをご覧ください。今回、1件の届出がございました。

番号1番につきましては、届出人は伊井にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請の土地につきましては、伊井地系の田で、面積は211㎡でございます。申請地の位置図、付近図は、35ページ、36ページになります。形質変更の理由につきましては、田としての営農が困難であるため埋立てを行い、畑として利用したいとのことでございます。

以上で説明を終わります。

議長： それでは、地区担当委員の説明を求めます。

まず、番号1番につきまして、8番、宮腰委員お願いいたします。

8番： 報告します。現場に着きましたら本人さんから現場を聞きまして見に行きましたけれども、もう致し方ないんでねえかなと思います。

議長： これ、現地調査行ってるんだけど、してない。

事務局： はい。現地調査を行ってます。

議長： ますね。ほんでは、現地調査を行ってますので、調査委員を代表して朝倉委員、お願いいたします。

14番： 問題ないと思います。小さ過ぎて田んぼとしては無理だと思いました。

議長： ありがとうございます。ほかにご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、報告第1号を終わります。

◇ 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

議長： 次に、報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」 ご説明

いたします。37ページをお開きください。

今回14件の届出がございました。全て相続による所有権の移転でございます。

1 番の届出につきましては、谷畠の田 4 筆、畑 3 筆、南金津の田 1 筆でございます。権利取得者は、谷畠にお住いの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和 6 年 1 月 11 日でございます。

2 番の届出につきましては、二面の田 1 筆、牛山の田 5 筆、牛山の畑 3 筆でございます。権利取得者は牛山にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は、平成31年 3 月 20 日でございます。

3 番の届出につきましては、後山の田15筆、畑 4 筆でございます。権利取得者は、後山にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は、令和 6 年 3 月 9 日でございます。

39ページを、お開きください。4 番の届出につきましては、熊坂の田 3 筆、権世市野々の畑 2 筆、田 3 筆でございます。権利取得者は、権世市野々にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は平成21年 2 月 10 日でございます。

5 番の届出につきましては、笹岡の畑 1 筆でございます。権利取得者は笹岡にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和 6 年 3 月 18 日でございます。

6 番の届出につきましては、河間の畑 4 筆、田 2 筆でございます。権利取得者は、河間にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は平成29年 6 月 21 日でございます。

7 番の届出につきましては、橋屋の田 1 筆、樋山の田11筆、畑 3 筆でございます。権利取得者は樋山にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和 6 年 3 月 7 日でございます。

41ページをお開きください。8 番の届出につきましては、滝の田 8 筆、畑 4 筆でございます。権利取得者は滝にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和 3 年 4 月 21 日でございます。

9 番の届出につきましては、中番の田 2 筆でございます。権利取得者は、中番にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和 3 年 8 月 23 日でございます。

10番の届出につきましては、春宮一丁目の畑 1 筆、高塚の畑 7 筆、田 2 筆でございます。権利取得者は高塚にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は平成28年 5 月 7 日でございます。

11番の届出につきましては、御簾尾の田 2 筆、畑 3 筆、北の田 1 筆でございます。権利取得者は御簾尾にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は、平成 25 年 2 月 20 日でございます。

43ページをお開きください。12番と13番の届出につきましては、浜坂の田 3 筆、畑 2 筆でございます。権利取得者は、京都府宇治市にお住まいの〇〇〇〇さんが持

分3分の1と、〇〇〇〇さんが持分3分の2でございます。権利取得日は、〇〇〇〇さんが令和5年7月27日、〇〇〇〇さんが昭和55年6月16日でございます。〇〇〇〇さんの権利取得日が昭和55年6月16日となっておりますが、前所有者の〇〇〇〇さんから昭和55年6月16日に宇治市の〇〇〇〇さんに持分3分の1と〇〇〇〇さんに持分3分の2で相続されたことによるものです。その後、令和5年7月27日に〇〇〇〇さんの持分3分の1全部を〇〇〇〇さんが相続されました。

14番の届出につきましては、笹岡の畑1筆でございます。権利取得者は、北野にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は、平成25年6月1日でございます。

以上で説明を終わります。

議 長： 本件につきまして、ご質問はありませんか。

4 番： すいませんけど、滝の41ページ、畑から田んぼにしてる297㎡、これ逆さまになってませんか。これ、間違いございませんか。ちょっと参考に聞きたいんですけど。

事 務 局： 滝地係のことでよろしいでしょうか。

登記地目が畑で、現況があったということで提出されております。

4 番： 後日また、私も調べてみますわ。ありがとうございます。

事 務 局： ありがとうございます。

議 長： ほかに、ご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

よろしいですか。

ご質問がないようですので、報告第2号を終わります。

◇ 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について

議 長： 次に、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局： では、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について」をご説明いたします。44ページをお開きください。今回2件の届出がございました。

番号1番につきましては、田中々の田1筆で、賃借人は〇〇〇〇でございます。

賃借人の都合により解約するものでございます。

番号2番につきましては、河間の田3筆で、賃借人は〇〇〇〇でございます。売買のための解約でございます。

以上で説明を終わります。

議 長： 本件につきまして、ご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

よろしいですか。

ご質問がないようですので、報告第3号を終わります。

◇ その他(1)

議 長： 次に、その他の(1)「5月の農業委員会定例総会の開催予定について」、事務局の説明を求めます。

事 務 局： 5月の農業委員会につきまして、5月27日午後1時半から開催いたしたいと思えます。

議 長： ただいま、5月の定例総会の予定がありました。この件につきまして、ご意見、ご質問ありませんか。

事 務 局： 5月、27です。

議 長： 27やろ。

事 務 局： はい。

議 長： よろしいですか。

(質問、意見なし)

ご質問、ご意見がありませんので、事務局説明のとおり、5月の定例総会を5月27日金曜日午後1時30分から開催することといたします。

◇ その他(2)

議 長： 次にその他(2)、その他について事務局の説明を求めます。

事 務 局： 【説明】

議 長： ただいまの事について、ご質問ありませんか。

4 番： 議長。

議 長： はい。

4 番： これ、いつまで。5月10日までやね。

事 務 局： 5月10日までに、お願いいたします。

4 番： 課題は、何でもよろしいんですか。

事 務 局： 特に、テーマというのは何も決まってないので、ご自由に何でもお書きいただければと思います。

14 番： すいません、ファクス番号教えてください。

事 務 局： 73-1350ですね。

14 番： 73-1350。ありがとうございます。

議 長： よろしいですか。
では、次をお願いいたします。

事 務 局： 【説明】

議 長： 次、どうする。続けて言ってもらおうか。

事 務 局： 【説明】

議 長： ただいま何点か説明がありました。ご意見、ご質問を受けたいと思います。
よろしいですか、ご質問は。

4 番： 48ページの遊休農地の解消ということで、この計画が、何年計画なるんですか。

事 務 局： 最適化指針というものがございますので、こちらは5年に1度更新しております。

ですので、5年間。

令和3年に設定されていますので、そこから5年の間というふうに考えております。

- 4 番： 私のところは、やっぱり眠ってる水田、昔作っていた、そういう畑とかそんなのがあるんですけども、これを広げるという目標なんかね。

事務局： 眠っている状況がちょっとどういった状況なのかがあれなんですけれども、長年耕作されていないところで農地としてまだ再生できるような農地があれば、新しく入って作ってくれる人、もしくは、もう既にその地域を担ってる方に作っていただけるようにということです。

- 4 番： 私のところは例外ですけども、かなりコストがかかるということで、二、三十年は前、昔は作っていたんですけども、最近、五、六年前からコストがかかり過ぎて止めたんです。面積は載っていると思いますけども。だから、それを解消するということになってくると、やっぱり後継者の問題もありますし、その件でもちょっと難しい点があるかなと。

そういうところもあるんじゃないかなと思いますんで。まあ、私のご意見です。

事務局： ありがとうございます。

遊休農地の解消は、非常に難しいというのは、あわら市に限らずどこの市町でも同じでして、解消するためには、本当に先ほども申し上げましたとおり、法人の参入、大規模な参入でもない限りなかなか解消というのは難しい。

そういう中で、解消はもちろん目標としていますけれども、解消というよりは遊休農地が増えていかないようにという、違った角度でまた遊休農地を守っていくというのも農業委員会の使命でございますので、少しでも遊休農地が増えていかないように、法人の参入など、そういったチャンスがあれば遊休農地を大規模に解消する機会でございますので、そういった情報を逃さないようにというふうに考えております。

議長： よろしいですか。ほかにご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、その他の(2)を終わります。

以上で本日の提案されたものは終わりましたけれども、せっかくの機会でございますので、皆さんのほうから何かご意見ありましたら承りたいと思います。

よろしいですか。

(質問、意見なし)

ないようですので、本日はこれでとどめたいと思います。

◇ 閉 会

議 長： いよいよ忙しい時期を迎えます。暑さもかなり厳しい暑さになるように聞いておりますので、お体だけには十分注意しながら、農作業に進めていただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

令和6年4月26日

議 長

委 員

委 員